

# 一般社団法人岩手県テニス協会旅費規程

## (趣旨)

第1条 この規程は、一般社団法人岩手県テニス協会（以下「本協会」という。）定款第29条第2項及び第53条の規定に基づき、本協会の役員（理事、監事、委員）及び会員並びに会長又は事業責任者（以下「会長等」という。）から出張を命令又は依頼された者に対する費用の支弁に関し必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第2条 この規程において、出張とは、会長等の命令又は依頼に基づき、各種会議等への出席、事業の実施運営、参加等のための旅行をいう。

## (旅行の命令・依頼)

第3条 旅行の命令又は依頼は、会長等が文書または口頭により行うものとし、出張した者に対し旅費を支給する。ただし、本協会以外から交通費等又はこれに準ずるものが支給されるときは、この規程による旅費等は支給しない。

## (旅費の種類)

第4条 この規程に基づく旅費とは、交通費（鉄道賃、船賃、航空賃、車賃）、宿泊費及び日当をいう。

## (旅費の計算)

第5条 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法によって計算した額とする。ただし、やむを得ない事情があるときは、その現によった経路及び方法によって計算した額とする。

## (旅費の精算)

第6条 前渡資金又は概算払いにより旅費の支給を受けた者又は旅行日の変更による旅費の追給若しくは返納を必要とする者は、旅行完了後速やかに必要書類を会長等に提出して旅費の精算をしなければならない。

## (交通費)

第7条 鉄道賃、船賃、航空賃は、実費を支給する。

2. 車賃は、公共交通機関は実費、自家用自動車は別表1の額を基準として支給する。

## (宿泊費)

第8条 宿泊費は、10,000円を上限とし、その実費を支給する。

## (日当)

第9条 日当は、別表2の額を基準として支給する。ただし、謝金が支給されるときは、支給しない。

## (旅費の調整)

第10条 会長等は、旅行目的又は旅行先の事情、予算の事情、その他特別の事情により、この規程による旅費の支給が妥当でないと認めるときは、これを減額又は増額することができる。

## (改廃)

第11条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

## (補則)

第12条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

## 附 則

この規程は、平成31年4月28日から施行する。

別表1 自家用自動車利用車賃支給額一覧

陸路キロ数	基準額（片道）	基準額（往復）	備考
10km以上20km未満	250	500	矢巾町
20km以上30km未満	500	1,000	紫波町
30km以上40km未満	750	1,500	
40km以上50km未満	1,000	2,000	花巻市、八幡平市安比
50km以上60km未満	1,250	2,500	
60km以上70km未満	1,500	3,000	北上市
70km以上80km未満	1,750	3,500	奥州市
80km以上90km未満	2,000	4,000	二戸市、遠野市
90km以上100km未満	2,250	4,500	宮古市
100km以上110km未満	2,500	5,000	一関市
110km以上120km未満	2,750	5,500	
120km以上130km未満	3,000	6,000	釜石市、大船渡市、陸前高田市
130km以上140km未満	3,250	6,500	久慈市
140km以上150km未満	3,500	7,000	
150km以上160km未満	3,750	7,500	
160km以上170km未満	4,000	8,000	
170km以上180km未満	4,250	8,500	
180km以上190km未満	4,500	9,000	
190km以上200km未満	4,750	9,500	
200km以上	5,000	10,000	

注1 県職員等の自家用車利用基準に準じて25円/kmを基準（ただし10km未満切り捨て）

2 県内の移動については高速道路料金を支給しない。

3 予算等の事情により、減額又は増額することがある。

別表2 日当支給額一覧

種別	役職等	基準額	備考
大会関係	大会役員	1,000円以内/日	職務内容により加算、減額
	ディレクター	3,000円以内/日	職務内容により加算、減額
	アシスタントディレクター	2,000円以内/日	職務内容により加算、減額
	レフェリー	4,000円以内/日	4時間以内の場合は1/2
	アシスタントレフェリー	3,000円以内/日	4時間以内の場合は1/2
	SCU・ローピング	3,000円以内/日	4時間以内の場合は1/2
	受付・進行スタッフ	2,000円以内/日	4時間以内の場合は1/2
講習会・研修会	責任者	3,000円以内/日	4時間以内の場合は1/2
	スタッフ	2,000円以内/日	4時間以内の場合は1/2
理事会・総会	協会役員・オブザーバー	2,000円以内/日	
委員会・部会	強化普及推進委員等	1,000円以内/日	
その他の会議	監事・外部委員等	3,000円以内/日	職務内容により加算、減額